

仕 様 書

1 件名

平成 30 年度ニューヨーク市との相互観光 P R に伴う運營業務委託

2 委託期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで

3 事業目的

東京の友好都市であるアメリカ合衆国・ニューヨーク市はアメリカの中でも有数の観光市場でありかつトレンドの発信地としても有力な都市である。ニューヨーク市からより多くの旅行者を獲得していくためには、東京としてより一層強い観光の魅力の発信が必要である。

そこで、ニューヨーク市から提供された広告媒体を活用し、現地市民及び現地を訪れた観光客に対して、東京の観光の魅力を P R する広告を掲出することで、訪都旅行者の増加を図る。また、東京において、ニューヨーク市に都内の広告媒体を提供し、ニューヨーク市の観光の魅力を P R する広告を掲出することで、ニューヨーク市への旅行者の増加を図る。このように、各都市の一般市民及び現地を訪れた外国人観光客に対して相互に観光 P R を実施し、効果的・効率的に両都市の認知度向上、旅行者誘致を図る。

4 全体運営

(1) 実施コンセプト

東京都は世界に選ばれる旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、別紙 1「東京のブランディング戦略会議及び報告書(概要)」のとおり、ブランドコンセプトを定めた。本プロモーションの実施にあたっては、これに基づき「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとし、アイコン及びキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」(以下、「アイコン」という。)にこめられたメッセージを深く理解の上、プロモーションの実施にあたること。なお、「東京のブランディング戦略」とアイコン及びキャッチフレーズについては以下を参照すること。

【東京のブランディング戦略】

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2015/01/20p1j700.htm>

【アイコンとキャッチフレーズについて】

http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07_01.html

【アイコン公式 WEB サイト】

<https://tokyotokyo.jp/>

(2) アイコンの活用について

ア 本仕様書にて規定する制作物については、特に指定のない限り、原則としてアイコンを使用したデザインを提案すること。なおアイコンデータ等は、指名通知に、対象事業者へ別途支給する。

イ 東京のブランディング戦略の観点からアイコンを利用したページについては、東京都が指定するクリエイティブディレクターが監修・確認を行う。確認に要する期間も考慮し、スケジュール作成には十分な余裕を持つこと。

(3) 実施体制

受託者は本委託を効果的かつ効率的に履行するため、実施体制を明確化すること。

(4) 進捗状況の管理

広告制作、校正確認、印刷、納品等、全体スケジュールを策定し、提案すること。
また、履行に当たり、進捗状況を綿密に報告し、TCVB と常に協議、調整をしながら業務を進行すること。

5 委託内容

(1) 全体について

- ア 受託者は、東京・ニューヨーク両都市の相互 PR のため次の事業を実施すること。
 - (ア) ニューヨーク市内における東京の広告掲出
 - (イ) 東京都内におけるニューヨーク市の広告掲出
 - (ウ) 相互の広告掲出に関する調整業務
 - (エ) (ア) (イ) (ウ) に関する報告
- イ スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、公益財団法人東京観光財団（以下、「TCVB」という。）の承認を得ること。
- ウ 業務の詳細について TCVB と協議の上決定し、進捗状況を綿密に TCVB に報告すること。
- エ 事業完了後、速やかに報告書を作成し TCVB に提出すること。
- オ 受託者は、本事業の目的に基づきニューヨーク市の一般市民に対して、旅行目的地としての東京の魅力が的確に伝わるよう事業を遅滞なく実施すること。
- カ 実施にあたっては、事前に両都市の広告媒体及び広告掲出施設について掲出場所、広告のサイズ、数量、掲出方法等の広告掲出に必要な項目を確認したうえで行うこと。
- キ 相互の観光 PR を円滑に行うため、東京都交通局、ニューヨーク市およびニューヨーク市が提供する広告媒体及び広告掲出施設等の関係者と連絡調整を行うこと。
- ク 東京都はニューヨークにおいて、旅行者誘致のセールス拠点として東京観光レップを設置している。受託者は必要に応じて東京観光レップと情報共有を行うこと。
- ケ 東京のブランディング戦略の観点から、東京都が指定するアイコンを使用し、クリエイティブディレクターが全体に渡って監修・確認を行う。受託者はクリエイティブディレクターと連携し進めること。

(2) ニューヨーク市内における東京の広告掲出

ア 広告ビジュアルの提案

広告素材案としてニューヨーク市場にあったビジュアル案を 1 案提案すること。なお、掲出するクリエイティブに関しては、TCVB より提供するブランドビジュアル 4 案を予定しており、全部で 5 種類の展開を予定している。なお、最終的な提案のクリエイティブは、TCVB 及び東京都との調整によって確定しクリエイティブディレクターの監修・確認により変更が生じることもある。

イ 広告素材の入稿

- (ア) 受託後、ニューヨーク市が提供する広告媒体への掲出用として TCVB より提供する画像等の広告素材を、ニューヨーク市に入稿すること。その際、必要に応じて、ニューヨーク市が提供する広告媒体に合わせてレイアウトやリサイズ等

の調整を行うこと。なお、広告の印刷・掲出作業はニューヨーク市が行うが、スケジュール確認、校正確認、現地での掲出確認等は受託者が行うものとする。また、広告の印刷・掲出作業及びそれに伴う費用、広告媒体の購入費用は、ニューヨーク市が負担する。

(イ) ニューヨーク市が提供する広告媒体及び掲出期間は、下記を想定している。なお、ニューヨーク市へは2018年12月10日(月)までにデータ等を入稿すること。

① 掲出時期(予定) : 2019年1月14日(月)～2月17日(日) 4週間

② 掲出媒体(予定) :

・バスシェルター広告

(トップポスターサイズ : 47.25インチ × 10.25インチ、
メインポスターサイズ : 47.25インチ × 68.40インチ、面数 : 50面想定)

・観光案内用デジタルサイネージ広告 (Link NYC) (250面想定)

(サイズ : 27インチ × 47.5インチ、素材 : 静止画、面数 : 250面想定)

ウ 入稿データ確認

入稿前にTCVBに内容確認を行い、その承認を受けた上で入稿作業を行うこと。なお、入稿した最終広告データはPDFで提出すること。

エ 掲出確認

広告媒体及び広告掲出施設において、受託者はニューヨーク市が行う広告掲出の確認を行うこと。報告書用に掲出されておる写真(一定の解像度以上のもの)を行うこと。また、期間中にパネルなどの広告の破損・汚損等があった場合は、速やかにニューヨーク市に報告し修復対応を依頼すること。

オ その他の広告展開案

上記に加え、相互PR期間中に以下の旅行博に東京ブースを出展することから、より相乗効果が期待できると思われる媒体等を活用した広告展開案を提案すること。なお、予算としては上限として200万円とすること。

旅行博名 : New York Times Travel Show

会期 : 2019年1月25日(金)～27日(日)

会場 : Jacob K. Javits Center, NYC

URL : <http://nytttravelshow.com/>

(3) 東京都内におけるニューヨーク市の広告掲出

ア 広告媒体の購入

(ア) 受託後、TCVBが指定するニューヨーク市提供用の広告媒体を購入すること。
なお、広告媒体は確保済みである。

(イ) ニューヨーク市に提供する東京都内の広告媒体及び掲出期間は以下のプランで提案すること。

期間 : 2019年3月4日(月)～3月17日(日) 2週間

掲出媒体 :

・都営地下鉄車内液晶モニター (チカッ都ビジョン)

(路線名 : 大江戸線、新宿線、浅草線、時間 : 15秒)

・都営地下鉄駅貼りポスター

(場所 : 大江戸線 : 六本木駅 サイズ : B0×8枚)

・都営バス等の停留所広告 (シティスケープ)

(掲出場所：39 箇所、サイズ：1,750mm×1,185mm)

イ 広告素材の入稿

受託後、上記広告媒体の掲出用としてニューヨーク市が提供する広告素材を、媒体の仕様に合わせて、レイアウトやリサイズ等の調整、指定の記録媒体への収録及び広告の印刷等を行い、媒体社へ入稿すること。

ウ 広告料金の支払い

受託者は別途提供する上記媒体の広告料を各事業者へ支払うこと。なお、契約金額には各事業者への支払い費用が含まれるものとする。

(4) 広告掲出に関する調整業務

事業の実施にあたっては東京都交通局及び国内媒体社、ニューヨーク市およびニューヨーク市が提供する広告媒体及び広告掲出施設等の関係者、東京観光レップ等と連絡・調整を行うこと。

(5) 実施報告

両都市で掲出したすべての広告について、履行確認用の写真を撮影すること。また、両都市におけるすべての広告掲出の実施結果について、上記写真を含めて報告書にまとめ、TCVB へ提出すること。

5 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては、委託完了後に一括で行う。

(1) 業務完了届

別紙 2 参照のこと。

(2) 実施報告書 (4 部)

A4 版縦、横書きカラー、MS ワード

※目次、体裁等は TCVB と協議のうえ決定する。

※エクセル、パワーポイント等を使用する場合には別紙として添付すること。

6 第三者委託の禁止

本委託事業は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により、TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

7 作成物に関する権利の帰属

(1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

(2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て TCVB に帰属する。

(3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、TCVB が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVB は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。

(4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ TCVB に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と

責任は、全て受託者が負うこと。

- (5) 上記(1)(2)(3)(4)の規定は、「7 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

8 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

9 個人情報の保護

別紙3「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

10 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、TCVB と別途協議の上、処理すること。